

④ 現在、本市は、原子力防災指針による「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲」外であり、原子力災害対策編は作成しておりませんが、現行の松山市地域防災計画において、放射線災害となった場合には、関係機関と連携し、放射線量の測定、被爆者の救出・救護をはじめ、付近住民等の避難、立入制限などの応急対策を行うこととしております。

なお、今後、防災基本計画や県の地域防災計画の改正等を注視し、本市が対策を講じなければならない地域となる場合には、避難計画の作成等、適切に対応していきたいと考えています。